

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第108回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和2年12月2日（水）15時08分～16時08分
於・Web会議による開催

第2 出席者

(1) 委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、大谷 和子、藤井 威生、森 亮二、
山下 東子

（以上5名）

(2) 専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

(3) 総務省

竹内総合通信基盤局長、今川総合通信基盤局電気通信事業部長、
吉田総務課長、大村事業政策課長、香月事業政策課調査官、
川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐、
越後電気通信技術システム課長、
西室電気通信技術システム課課長補佐、
鈴木電気通信技術システム課番号企画室長

(4) 審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

(1) 答申事項

- ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3131号】
- イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付

方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3132号】

(2) 諮問事項

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備【諮問第3133号】

開 会

○川濱部会長　それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第108回）を開催いたします。

本日はウェブ審議で開催しており、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のつてから御発言するようお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項2件、諮問事項1件でございます。

議 題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3131号】

○川濱部会長　初めに、諮問第3131号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について審議いたします。

本件は、本年9月28日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、総務省において9月29日から10月29日までの間、意見招請を実施しました。その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は接続委員会の主査であります相田専門委員より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは、相田専門委員、よろしく願いいたします。

○相田専門委員　接続委員会の主査を務めています相田でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、電気通信事業法施行規則等の一部改正につきまして、接続委員会における調査の結果を御報告させていただきます。資料108-1を御覧ください。

本件諮問事項の概要につきましては、5 ページ以降に具体的な記載がございますけれども、I P 網への移行過程における音声接続料について所要の規定整備を行い、また、光サービス卸に係る届出制度の充実を図るため、改正省令案及び改正告示案を作成したものでございます。

本改正案につきましては、接続に関する総務省令の変更に関わる事項であるため、総務省において2回の意見募集を実施するというのが本来のステップでございますけれども、第1次意見募集におきまして意見の提出がなかったため、部会長とも御相談させていただき、再意見は募集しないことが適当と認めていただきましたので、再意見の募集は実施しておりません。また、第1次意見募集において意見の提出がなかったため、接続委員会につきましては、接続委員会運営方針細目に則り、当委員会を招集して審議する必要がないと判断いたしましたので、電子メールによる審議とさせていただきます。11月19日から11月26日までメール審議をさせていただいております。

その結果、当委員会といたしましては、先ほどの資料の1 ページ目でございます報告書の1 に示しましたとおり、本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正につきましては、諮問のとおり改正することが適当と認められるとの御報告をさせていただきたいと思っております。

改正概要につきましては、総務省から御説明いただけるとのことですので、どうぞよろしく願いいたします。

○田中料金サービス課課長補佐 事務局でございます。改正の概要について御説明させていただきますと思います。

資料をおめくりいただきまして、5 ページをお開きください。電気通信事業法施行規則等の一部改正についてということで、こちらの資料につきましては9月28日に諮問させていただいた際に御説明した資料とほぼ内容は同じものでございますので、主なところに絞って御説明させていただきたいと思っております。

5 ページの表紙を御覧いただきますと、中ほどに1、2とございます。2つ大きな内容がございました。電話網についてI P 網に移行していく、その過程における音声接続料、特に光I P 電話の関係の規定整備というのが1つ目、2つ目といたしまして、NTT東西が行う光サービス卸に係る届出制度の充実という大きな2つでございました。それぞれ概要を説明させていただきます。

ページが少し飛びまして、11 ページをお開きください。

改正の概要でございます。上の四角の1つ目の丸ですが、NTT東日本・西日本は、令和3年1月から今のPSTNというネットワークからIP網に移行を開始します。実際に他事業者が接続するのは4月以降となっており、令和7年1月までに移行を完了させる予定となっております。その移行過程におけます光IP電話の音声接続料の規定整備ということで、これまでの情報通信審議会でご議論いただいた内容、また接続料の算定等に関する研究会における内容を踏まえまして、施行規則、接続料規則、会計規則、指定告示の改正を行うということでお諮りしたものでございます。

大きく内容としましては、1つ目、IP接続に必要となる設備の接続機能等について、どの設備を指定し、どういう単位で機能を設定するかといったことについて改正を行ってございます。

2つ目でございますが、IP網への移行過程における接続料の算定ということで、移行過程で公平な接続料の算定が行えるよう、また移行のタイミングによって差異が生じないように移行前の接続の形態と移行後の接続の形態において、単一の接続料を設定する規定整備をしてございます。また、県間通信設備に係る金額についても、同様に公平な負担がされるように措置をしているところでございます。

また、その他ということで、関連する規定の整備を行ってございます。

続きまして、ページ飛びまして21ページをお開きください。光サービス卸に係る届出の充実に関する改正の概要でございます。上の四角にございます1つ目でございますが、現在も省令に基づきまして、NTT東西の光サービス卸についてNTT東西から届出が行われているところですが、①から③に掲げられているような特に影響の大きい事業者について詳細な届出を行うことにしてございます。具体的には「委員限り資料」で赤枠にしている事業者に関するものについて、NTT東西から届出をもらっているところでございます。これについて限定的な事業者であることから、より透明性、公平性を確認していくことが大事であるという御指摘があったものを踏まえまして、今の事業者5者から、全コラボ事業者に拡大するというような改正でございます。全事業者に拡大した場合に契約書等の提出がかなりの数になりますので、影響の大きな事業者については引き続き契約書等をもらうことにし、それ以外の事業者については、共通な部分は共通なものとして提出をいただいて、差分がある場合にはその旨を届け出いただくというような改正を行っているところでございます。

続きまして、今後のスケジュールにつきまして26ページをお開きください。改正に

係るスケジュールということで、9月に諮問させていただいた後、パブリックコメントを実施し、先ほど相田主査からも御説明がありましたが、11月19日から26日まで接続委員会にてメール審議をさせていただきました。そして本日、御答申に係る審議をいただくこととなっております。御審議の結果、答申をいただきましたら、答申に従いまして速やかに公布、施行のに移っていき、来年4月1日からの施行を目指して取り組んでまいります。

全体の概要、以上でございます。

○川濱部会長　ありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

特に御質問等はございませんか。

特に質問がございませんようでしたら、諮問第3131号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　それでは、案のとおりといたします。どうもありがとうございました。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について【諮問第3132号】

○川濱部会長　続きまして、諮問第3132号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス交付金制度あに基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について、総務省から説明をお願いします。

本件は9月28日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、9月29日から10月29日までの間、意見招請を実施しました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大内料金サービス課企画官　それでは事務局より資料108-2に基づきまして御説明いたします。

2ページをおめくりください。先の9月28日の電気通信事業部会において諮問させていただいた資料でございまして、申請の概要についてです。本件は、電気通信事業者協会から9月17日に申請があったものでございます。

3ページにお進みいただきまして、交付金の額でございまして、今回、補填の対象額とさせていただきたいものは、NTT東西合計で66.6億円となっているところでございます。

4ページにお進みいただきまして、このうちそれぞれNTT東西に対する交付金の額の算定に当たりましては、NTT東西が自己負担額として算定されている額を控除した額となっているところでございます。

5ページ、6ページを御覧いただきますと、交付金の期限とか、特例に関する例年どおりの内容を記しているものでございます。

続きまして7ページにお進みいただきまして、法律に基づく負担金の額及び徴収方法についてでございます。

8ページをおめくりいただきますと、合算の番号単価として3円と書かせていただいているところでございます。これに算定対象電気通信番号の数を乗じたものが各事業者の負担額となるところでございます。

9ページにお進みいただきまして、徴収方法でございまして、納付手段とか納付期限、その他につきましては、例年どおりの内容となっているところでございます。

こうした申請の内容につきまして審査を行いましたところ、10ページ、11ページに書いてございますが、適切であると認められることから、こうした内容につきまして諮問させていただきまして、意見募集をかけさせていただきましたところ、意見がございませんので、このとおりに認めてはどうかと考えているところでございます。

1ページ目にお戻りいただければと思いますけれども、諮問された内容につきまして、このとおりに答申させていただきたいということで、答申案をここに載せさせていただいているところでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川濱部会長　ありがとうございます。ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

御意見等ございませんか。

2件とも意見やパブコメが寄せられず、かつ、既にもう前回審議いただいた内容です

ので、意見がないということでしょうか。

では、意見がございませんようでしたら、諮問第3132号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　それでは、案のとおり答申することといたします。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐現在、ただ今、川濱部会長の通信が落ちてしまいましたが、再度入室していただくようにしております。その間、川濱部会長にもご了解いただきましたので、事務局が代わりまして進行させていただきます。

(2) 諮問事項

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)の施行に伴う関係省令の整備について【諮問第3133号】

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　では、続きまして諮問事項に移ります。諮問第3133号、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)の施行に伴う関係省令等の整備について、総務省から説明をお願いいたします。

○大村事業政策課長　資料108-3に基づいて御説明させていただきます。

パワーポイントの資料右肩2ページを御覧ください。こちらが電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の概要でございます。上の枠にございますように、この法律は、社会構造の変化や市場のグローバル化等に対応して、利用者利益等を確保するために、NTT東西による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行うものでございます。

1番目の他者設備利用の導入につきましては、NTT東西が所要の要件を満たす場合に限り、総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備を用いて、電話を提供することを可能とする旨の制度を整備するため、日本電信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法の改正を行いました。2番目の外国法人等に対する法執行の実効性の強化につきましては、外国法人等に対する規律の実効性を強化するため、登録・届出の際

の国内代表者等の指定義務、電気通信事業法に違反した場合の公表制度等に関する規定を整備したものでございます。これら2つの事項について関係する省令等を整備するのが今回の内容でございます。

3ページを御覧ください。まず大きな1点目、NTT東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入に関する制度整備の内容になります。

4ページを御覧ください。改正の概要でございます。1番上の丸にございますように、法改正によりまして、他者設備を用いたワイヤレス固定電話の提供を可能とする旨の規定などが整備されているところでございます。それを受けまして2番目の丸ですが、本年9月28日に日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則を改正する省令を公布いたしまして、他者設備の利用が認められる場合及び他者設備の利用に係る認可手続等についての規定を整備しております。これらを踏まえまして、今回、①ワイヤレス固定電話を基礎的電気通信役務に追加する、②適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務用の技術基準を策定する、③ワイヤレス固定電話をOABJ番号で識別できるようにするための電気通信番号計画の整備を行う等、関係省令等の改正を実施するものでございます。

7ページを御覧ください。1点目の電気通信事業法施行規則の改正によるワイヤレス固定電話の基礎的電気通信役務への追加でございます。現在、基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）の対象として、固定電話、公衆電話、緊急通報（固定電話、公衆電話から発せられる緊急通報に限られます）が規定されているところでございます。今回の改正は、このユニバーサルサービスの対象にワイヤレス固定電話関係の役務を追加しようというものであります。具体的には1、2、3にございますように、1. ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備部分のみを用いて提供される電気通信役務、2. ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信、3. ワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報、これらを追加しようとするものでございます。

○西室電気通信技術システム課課長補佐　　続きまして、8ページを御覧ください。技術基準についての説明でございます。ワイヤレス固定電話用設備の技術基準の策定ということで、今回、主に2つ改正してございます。薄い橙色の四角囲みのところでございますが、1つ目はワイヤレス固定電話用設備の定義を追加しております。2つ目にワイヤレス固定電話用設備についての技術基準を規定しておりますので、1つ目はそのための定義でございます。

2つ目がメインのところございまして、先ほど説明がございました電気通信事業法

の改正において法第41条に第3項が追加されたことに伴い、ワイヤレス固定電話も含めた技術基準を規定してございます。具体的には下の表でございますが、まず左下の点線囲いに「参考」と書いてございますように、法第41条第3項として、適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない、という項が追加されました。左側が現行の事業用電気通信設備規則で規定されているものを表にしたものでございまして、右側の赤字部分は、法改正に伴って適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務の部分の技術基準を、新たに追加したものになります。

具体的なところは9ページ、10ページにございます。9ページ、事業用電気通信設備規則で規定されている内容が左側で一覧になっています。真ん中の青い部分が現行の設備規則第2章の回線設置事業者に係る技術基準でございまして、左側に相当するものが第何条に規定されているかということに記載したものでございます。今回、第4章について、今までの第2章と同様に規定を新たに追加したところでございます。

続きまして10ページでございまして、基礎的電気通信役務の中には、アナログ電話、ワイヤレス固定電話、0ABJ-IP電話、そのほかISDNも含まれますが、基本的に第2章で今まで規定されていた回線設置事業者の規定を準用した規定が新第4章には適用されています。ワイヤレス固定電話用設備に係る技術基準については、アナログ電話とはシステムが異なるために、総合品質等一部異なるところがあるものの、基本的には第2章を準用してございまして、ワイヤレス固定電話も含めて、基礎的電気通信役務にはこれまでと同じような技術基準を規定するものがございます。

私からの説明は以上でございます。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長　電気通信技術システム課番号企画室の鈴木が御説明申し上げます。

11ページでございまして、ワイヤレス固定電話の導入に向けた電気通信番号計画の整備でございます。まず資料中に記述はございませんが、簡単に電気通信番号制度を説明いたしますと、03、06といったいわゆる0ABJ番号などの電気通信番号を使用するサービスを提供する事業者は、総務大臣が定める電気通信番号計画に従い、その使用計画を定めた上で電気通信番号を使用する必要がございまして、これが電気通信事業法に規定されているところでございます。今般導入されますワイヤレス固定電話につきましても、0ABJ番号を使ってサービスを行い、こうした電気通信番号がサービスや端

末設備を識別することになりますので、電気通信番号計画を改正して、必要な条件を定めようというものでございます。このことが冒頭のリード文にある2つの丸で記述しているものでございます。

最初に一番下の図を参照いただければと思いますが、ルーティング方法のイメージ図でございます。右の固定電話から、左の0ABJ-Aの番号が付されたワイヤレス固定電話に電話いたしますと、適格電気通信事業者の網では0ABJ-Aでルーティングされますけれども、このサーバーで090-Aに変換し、以後、携帯電話事業者網では090-Aでルーティングされます。最後、適格電気通信事業者であるNTT東西が設置する、SIMが内蔵されているターミナル・アダプタというものに接続される端末設備に着信するといったものでございます。

この図を踏まえまして真ん中の表、電気通信番号計画で新たに規定する主な内容でございますけれども、現状規定にございます従来の固定電話番号を使用する場合の要件に加えまして、ワイヤレス固定電話の要件を追加するものであって、赤枠で囲った部分が従来との違いでございます。赤枠を順番に説明いたしますと、まず固定電話番号で識別する対象でございます。従来の固定電話番号を用いるものはメタル回線などが該当する固定端末系伝送設備を識別することとしておりますが、ワイヤレス固定電話の場合は、携帯電話会社の無線が、今申し上げた適格電気通信事業者の設置する固定端末系伝送路設備には該当しませんので、固定電話番号でワイヤレス固定電話の役務を識別するというふうに整理しております。

次に、電気通信番号の指定を受ける番号指定対象事業者でございますが、このサービスは、条件不利地域においてユニバーサルサービスを確保するために導入されるものであることを踏まえまして、NTT東西、すなわち適格電気通信事業者を番号指定対象としております。そして番号の使用に関する条件のうち、番号指定事業者が設置すべき設備といたしまして、従来の固定端末系伝送路設備に接続する交換設備等ではなくて、番号変換等を行う機能を持つ設備、下の図でいうサーバーの設置を要件とすることとしております。

最後、市外局番と地理的区分を示す番号区画との対応といたしまして、従来の固定電話は固定して利用することが前提であることから、UNI、ユーザー・ネットワーク・インターフェースが使用される市外局番に対応する番号区画内に存在することが要件になっておりますけれども、ワイヤレス固定電話の場合はターミナル・アダプタが移動し

得ることもありまして、契約時に番号区画内に利用者の端末設備が存在することを、適格電気通信事業者が確認することを要件としております。

そのほか、表の一番下になりますけれども、共通条件がございます。緊急通報が可能であること、あるいは番号ポータビリティが可能であることなどの条件がございますけれども、各事項につきまして、従来の固定電話と同様の条件でございます。

なお、最後になりますけれども、本改正に関連しまして、ワイヤレス固定電話の定義を、電気通信番号計画でも規定するとともに、電気通信番号制度全体に関する所要の規定の整備を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○大村事業政策課長 続きますので、右肩12ページを御覧ください。その他所要の規定の整備でございます。関係する様式などに、ワイヤレス固定電話を追加する等の改正をしているものでございます。

13ページを御覧ください。大きな2点目、外国法人等に対する法執行の実効性の強化に関する省令等の規定整備でございます。

14ページを御覧ください。一番上の枠にございますように、電気通信事業法の改正によりまして、外国法人等に対する規律の実効性を強化するための規定の整備を行っております。今回の省令改正は、この規定の施行のために関係規定を整備するものでございます。

まず1点目、登録または届出の際に新たに必要となる情報や書類、様式、申請の方法等を整備しています。具体的には、新たに必要となる情報として、事業者の電話番号、電子メールアドレス、また外国法人等にあつては、これらに加えて国内代表者等の電話番号、電子メールアドレスを追加しております。

新たに必要となる書類として、国内代表者等の登記事項証明書又は住民票の写し、また総務大臣が発する通知を受領する権限を事業者から国内代表者等に付与したことを証する書類として権限証明書を追加しているものでございます。

また、外国法人等の申請の方法としまして、届出の場合については、国内代表者等の住所を管轄する総合通信局等を経由することとし、登録の場合には、総合通信局等を経由できることとしております。

2点目に法令等違反行為を行った者の氏名等の公表方法及び公表前に意見を述べる機会の付与でございます。まず公表の方法として、インターネットの利用その他適切な方

法を規定しております。

また意見を述べる機会の付与として、利用者の利益の保護等の観点から緊急に公表する必要がある場合、所在が判明しない場合その他やむを得ない事情のため連絡ができない場合を除きまして、あらかじめ当事者または国内代表者等に通知をした上で、意見を述べる機会を付与することとしております。

15 ページを御覧ください。その他の改正の概要でございます。まず、損壊または故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備として、外国に設置する電気通信回線設備を追加するものでございます。これによりまして、外国に設置する電気通信回線設備については、我が国の電気通信事業法に基づく技術基準が課せられないこととなります。ただし、この設備を用いて提供される電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、特に必要があるものにつきましては、総務大臣の指定により、技術基準を課す旨の規定を設けております。この場合には、一般的には技術基準の適合維持義務に伴いまして、管理規程の届出、電気通信設備統括管理者の選任、また電気通信主任技術者の選任といった規定が適用されることになるものでございますが、このうち電気通信主任技術者の選任の規定については、まずは電気通信設備統括管理者による設備管理に委ねることとするために、外国法人等にはその選任義務を課さないこととするものでございます。そのほか、省令の規定による書類の提出について、電磁的記録をもって行うことを可能とし、また、特別な事情により日本語をもって記載することができない書類があるときには、日本語訳分の添付を求めることとしております。更に、所要の経過措置を設けております。

改正の内容は以上のとおりでございます。16 ページを御覧ください。改正に係るスケジュールでございます。本日、改正の内容について諮問させていただいております。この後、当審議会において関係のパブコメ、また委員会での御審議等、手続をお願いした上で、できますれば2月の電気通信事業部会で御答申をお願いしたいと思っております。

その後、改正法の施行期日は改正法の公布の日である本年5月22日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりますが、その日までに関係の規定を整備すべく速やかに省令等を制定したいと考えております。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○川濱部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出くださいますようお願いいたします。

○川濱部会長 藤井委員、よろしくお願いいたします。

○藤井委員 藤井でございます。右肩の11ページで1つお伺いしたいところがあるのですが、共通条件のところに、品質に関する基準というのがあると思うのですが、今回、ワイヤレス固定電話だと恐らく携帯電話の品質になってしまうのではないかと思いますので、ここは共通条件の記述で十分満足できると考えてよろしいでしょうか。8ページ～10ページの設備についての説明では、恐らくワイヤレス固定電話と従来のアナログ電話で異なる品質を設定していたと思うのですが、ここは変えなくていいのかという確認ができればと思います。よろしくお願います。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長 ありがとうございます。品質に関しては異なりますが、自己確認を実施するところは共通ということでございます。

○藤井委員 聞きたかったのは、今回、品質が090でルーティングされるということは、携帯電話の品質になるかと思うのですが、この共通条件として指定されているのは、090の番号の品質で十分満足できるものになっているのかどうかという点なのですが、そちらはいかがですか。

○西室電気通信技術システム課課長補佐 ここで指している品質というのは、右肩10ページの技術基準の品質のことを指しておりまして、御指摘の通り携帯電話網を通してありますので、携帯電話網を通した上での品質を満足するということになります。したがって、御指摘の通り技術基準はアナログ電話とは変わっております。

○藤井委員 分かりました。共通条件というのは、あくまでこれで満足してくださいという条件というだけであって、品質基準は、今回のワイヤレス固定電話としての基準と理解していいですか。

○西室電気通信技術システム課課長補佐 仰る通りでございます。

○藤井委員 分かりました。ありがとうございます。

○川濱部会長 続きまして、山下委員、御発言をお願いいたします。

○山下委員 山下です。ありがとうございます。私は1番で2つの質問と、2番で1つの質問があるのですが、全部申し上げてしまってもよろしいですか。全部で3つになります。

○川濱部会長 よろしくお願いいたします。

○山下委員 ありがとうございます。1つ目はワイヤレス固定電話を使うことは私もとてもいいことだと思うのですが、他者のワイヤレス設備を使うときの競争条件について自分としては心配事があります。これは卸でサービスを受けると理解しているのですが、その場合に、まだメタルを巻き取る前に卸料金を決める場合には、適格電気通信事業者であるNTT東西とワイヤレス側の事業者というのは対等な立場で契約できると思うのですが、契約して暫くしましたら、そのメタルが巻き取られますよね。巻き取ってしまうと、もうこの卸の事業者にしかならなくなるというような事態が起こらないのだろうか。そうなった場合に卸料金が急騰したりする懸念がないのだろうか。それとも、ワイヤレスをラストワンマイル提供できるような事業者というのは、常に2者以上確保されているのだろうかという先の心配をしてしまいました。これが1つ目です。

それから2つ目は、11ページの番号の図のところですが、ここで携帯電話事業者に090-Aでルーティングすると記載されているのですが、090-Aでルーティングする部分というのは、利用者からは見えない場所だと思いました。それであれば、090番号については逼迫していると聞いているので、IoTに充てているような別の番号を充ててもいいのではないかと。なぜ逼迫している090を充てなければならないのかというのが2つ目の質問です。

それから3つ目の質問は、外国法人等に関する14ページ～15ページのところですが、日本の事業者、日本の拠点を明らかにしなさいという新しい規則かと思うのですが、他の国々も同様の状況に直面していると思うのですが、日本で新たに導入する規制というのは、同様の状況に直面している他国と比べて、厳し過ぎたり、緩過ぎたりしないのだろうか。緩過ぎると穴になってしまいますし、厳し過ぎると、プラットフォーム事業者から、「そんなの厳し過ぎるのではないか」と言われかねないと思いましたので、バランス的に他国とどうなのかということをお教えいただければと思います。

以上3点でございます。

○大村事業政策課長 3点御質問をいただきました。まず1点目については、ワイヤレス固定電話について他者設備を使うことになるけれども、そのときの調達に際して、どちらかというと調達する側がメタル回線を撤去してしまうと、交渉上弱くなってしまうのではないかと心配がないかという御指摘だと思います。

そもそもNTT東西には、電話の役務を提供する義務がかかっており、現在、メタルでのサービスを全国津々浦々提供しているものでございます。こちらは非常にコストの高いエリアが出てきていることから、効率的にサービスを提供できるようにするために、今回、特定のエリアについて、また特定の場合について、ワイヤレス固定電話で代替して提供することを可能としているというものでございます。NTT東西側ではなくて、モバイル側の役務を提供する事業者は提供義務がかかってございませんので、御心配そのままかもしれないですけども、料金が高騰する以前にエリア的に撤退する自由というの、確保されていることとなります。そういうことも勘案して、どこまで、どのような契約でワイヤレス固定電話を提供するのか等、NTT東西が対応していくことになるものと思っております。御心配とは逆かもしれないですけども、NTT東西が調達する際の公平性の観点もでございます。こちらにつきましては広くワイヤレス側の事業者の参入機会を確保した上で、公募を行うよう求めていくことにしているところでございます。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長　　2点目のルーティングの話でございますが、先生から御指摘いただきましたけれども、090、携帯電話の網を使うということで、容易性という観点から090を含む音声伝送携帯電話番号を使うことを想定しております。ただ、これはルーティングでございますので、必ず音声伝送携帯電話番号でなければ駄目だというようなことでございませぬ。音声伝送携帯電話番号の逼迫状況を踏まえ、当面その番号を使っていくことにはなろうかと思っておりますけれども、先生の御指摘も踏まえながらしっかりウオッチしていきたいと思っております。以上です。

○大村事業政策課長　　3点目、外国法人等に関する規律で、日本に拠点を置くべきと義務づけをすることについて重過ぎないかという御質問でございますが、今回、義務づけしているものは、拠点の設置ではなくコンタクトポイントとしての国内代表者等の指定でございます。こういう観点で言いますと、国内代表者等は連絡が取ればよいものであって、それほど重いものではないと考えております。また、例えばヨーロッパのGDPRなどで、類似の考え方で規律が行われていると認識しております。その意味で問題はないと考えているところでございます。

○川濱部会長　　よろしいでしょうか。

○山下委員　　分かりましたので、どうもありがとうございました。

○川濱部会長　　それでは、森委員にお願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。私も外国法人等についてのお尋ねですけれども、外国法人等は、多分その定義としては、外国の法人みたいな定義ではなかったかと思ひまして、したがって、どのような外国法人等に本法が適用されて、国内代表者等を置くというような義務が関かかってくるかというのと、これは外国法人等であって電気通信事業を営む者になるかと思ひますので、どの外国法人等を対象にするかというのは、電気通信事業を営んでいるかどうかということになるのかと理解しております。私もしっかりと勉強してくるべきだったのですが、その理解でいいのかを御確認いただきたいということが1点目です。

どの外国法人等に今回の改正が適用されるかというのと、それは日本で事業を営むものなのかということです。そうだとしますと、何が日本で営むことに当たるのかという問題になりまして、恐らくそれは日本国内でサービスを提供していることが一番自然な理解だと思いますし、法の目的にもかなっていると思うのですが、第2の御質問としまして、先ほど15ページの技術基準の話ですけれども、外国にある電気通信回線設備について、場合によっては技術基準を緩和するという事だと思ひますけれども、そうしますと、その緩和は外国法人等だけのことなんでしょうか、それとも国内法人であって、外国にのみ電気通信回線設備がある場合にも同様に考えるべきでしょうかというのが2点目でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○香月事業政策課調査官 事業政策課の香月でございます。まず1点目に御質問いただいた件で、外国法人等のうち、どのような外国法人等が電気通信事業法の適用対象となるかということにつきましては、今回、資料の後ろの方に、「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方(案)」というものを併せて示させていただいております。これもパブコメにかけさせていただく予定でございます。そこで記載させていただいておりますが、まず、1ページの3行目で、外国法人等の定義として「外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう」としてございます。実際にどのような外国法人等が電気通信事業法の適用対象となるかにつきましては、1項目に記載してございます。外国法人等が日本国内において電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合、また、外国から日本国内にある者に対して、電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合に事業法が適用されるということで、後者の外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供するという事について、下に例示を挙げるような形で考え方をお示しさせていただいているところでございます。

技術基準に関しましては、国内の事業者が外国のみに電気通信回線設備を設置するケースはあまり想定されないのかもしれませんが、そうしたケースにおきましても、この法令の条文を当てはめると技術基準はかからないという整理をさせていただくことになると思います。以上でございます。

○森委員　ありがとうございました。よく分かりました。国内事業者が外国にのみ設備を置くことが想定されるかということですが、私の記憶では、ソラコムさんとかがそのようにされていたのではないかと思います。どうもありがとうございました。

○川濱部会長　続きまして、大谷委員から御質問をお願いいたします。

○大谷委員　日本総研の大谷でございます。今回御説明していただいたことについて、制度の全体像を理解しておきたいということで、少しベーシックな質問で恐縮ですが、2点ほど質問させていただければと思います。ワイヤレス固定電話というのは、効率性のために自社設備の原則を崩していることになるわけですが、その効率性にワイヤレス固定電話がどの程度寄与するのかということについて認識させていただければと思います。まず、ワイヤレス固定電話が導入されることになる世帯数はどのぐらいの数字になるのかということ、それから、それによってNTT東西の加入電話の収支はどのぐらい好転するのかということです。いずれも具体的にNTT東西から認可申請がないと分からない点だと思いますけれども、もともと一定の概算があって、あるいはその制度、法改正に当たっては一定の数字が出ていることだと思いますので、改めて現在把握している数字があれば教えていただきたいと思います。

そして質問の2点目ですが、連続しているような話ですが、一部の品質が従来のアナログ電話と同等ではないとはいえ、技術基準、緊急通信なども含めてかなり厳格なルールのままになっていると思います。そのような技術基準を満たすことは一義的にNTT東西の責任範囲になるのだと思いますが、他者設備の調達において公正性を図るという観点でルールをつくっているものの、技術基準が厳格であることによって、実質的に他者設備を提供される事業者、いわゆる携帯電話の事業者になると思いますけれども、山下委員からも御意見がありましたように、複数期待できるのかどうか。議論の過程では全国で1つの公募を行うとも伺っておりますので、そうしますとこれだけの技術基準を満たすことができ、調達の名を上げるのは1者ぐらいしかないのではないかというような議論もあったところですので、現状を教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○大村事業政策課長 2点御質問をいただきました。1点目のワイヤレス固定電話の規模の見込みでございます。御指摘のとおり具体的な申請がないと分からないものではございますが、制度整備の段階での概算をどのように見込んでいたのかということをご改め御説明させていただきます。

まず、ワイヤレス固定電話の対象となり得る場合がございますけれども、御説明資料の右肩6ページを御覧ください。9月28日に公布させていただきました日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の改正省令において、他者設備の利用が認められる場合を規定したものでございます。具体的には①電話の提供が極めて不経済となる場合、②災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話を提供する場合を規定しているものでございます。ワイヤレス固定電話の対象となり得る場合として、具体的には、現在全国で1,500万回線程度の加入電話のうち、数パーセントが対象になり得ると試算しているところでございます。

また、NTT東西の加入電話の収支に与える状況、規模ですけれども、具体的なワイヤレス固定電話の普及状況に応じて変わってくるものでございまして、なかなか見込みは難しいところでありますが、NTT東西の試算によりますと、ワイヤレス固定電話の提供開始から10年目の段階、その時点で年間30億円から40億円程度の負担軽減効果が見込まれるということでございます。

○西室電気通信技術システム課課長補佐 2つ目の質問に回答させていただきます。

現在お示しさせていただいている技術基準の案については、情報通信審議会の技術分科会の下にあるIPネットワーク設備委員会、及びその下の作業班も含めて、有識者の方、事業者の方々及び関係者の皆様も含めて、ワイヤレス固定電話用設備に必要な技術基準として議論した結果を基に作成させていただいております。また、先生から御発言がありました全国で1つの公募を行うという話ですけれども、そのような話はこちらでは聞いておらず、またそのようなことをしなければいけないという制度にもなっておりません。いずれにしてもNTT東西において他者設備を調達するときには、実際に複数の事業者が手を上げるかどうか、これは経営判断もあると思いますが、ここの中で公正競争確保の観点から、広く参入機会を確保した公募を行うことを求めているように思っております。以上でございます。

○川瀆部会長 よろしいでしょうか。

○大谷委員 大谷ですが、御説明どうもありがとうございました。以上です。

○川瀨部会長　　どうもありがとうございました。ほかに質問はございませんか。

これで質問が一通り終わったということで、それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、12月3日木曜日から来年1月6日水曜日までといたします。また、提出された意見を踏まえ、NTT東日本及びNTT西日本におけるユニバーサルサービスの提供における他者施設利用の導入については、ユニバーサルサービス委員会及び電気通信番号委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることにしてはいかかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川瀨部会長　　その旨決定ということにいたします。

○川瀨部会長　　以上で本日の審議は終了いたします。委員の皆様から何かございますか。

本日は私のネットの不良により、皆さんに御迷惑をおかけしたことを改めてお詫びいたします。事務局から何かございますか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　事務局です。本日は最初から、また途中もシステム上不安定なところがありまして、皆様には大変御迷惑をお掛けいたしました。また、本日結果的にご出席できなかった吉田委員がいらっしゃいますので、委員の出席は当初8名中6名の出席と部会長に御説明いただきましたけれども、最終的には5名になりましたが定足数を満たしておりますので、その点は修正させていただきます。

また、次回の電気通信事業部会ですが、別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしく願いいたします。以上です。

○川瀨部会長　　どうもありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会